

横浜市行政不服審査会答申
(第85号)

令和2年6月2日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、別紙収入目録記載のとおり、平成 28 年 6 月から令和元年 7 月までの間、金融機関からの借入れ、知人からの借入れ及び親類からの仕送りの合計 1,771,201 円の収入があつたにもかかわらず、審査請求人がこれについて生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 61 条に基づく届出をしないまま生活保護を受給したとして、横浜市保土ヶ谷福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、法第 78 条第 1 項に基づいて前記収入に相当する額を生活保護費から徴収する旨の本件処分を行ったところ、審査請求人が、前記収入のうち、金融機関からの借入れに係る合計 1,521,201 円の収入（以下「本件収入」という。）は、借入金であり、自己破産までしたのに徴収されるのは納得がいかないなどとして本件収入に係る部分の本件処分の変更を求めている事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

本件処分において徴収の対象となつたものは、自己破産が認められた借入金と毎月支払ってきた返済額に相当するものであり、納得がいかない。

本件処分は、違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

本件収入は、いずれも金融機関からの借入れである。

本件収入が法第 61 条に定める「収入」に該当することは明らかであり、審査請求人には、法第 61 条の届出義務に反する事実が認められる。

そして、審査請求人は、処分庁により届出義務の説明を受けていたにもかかわらず、本件収入について一切届出をしておらず、審査請求人に不正受給の意図がなかったとも、本件収入について届出をしなかったことについてやむを得ない理由があつたとも認められない。

したがって、審査請求人には、法第 78 条第 1 項違反の事実が認められ、本件収入の全額を費用徴収の対象とした。

よって、本件処分は適法かつ妥当である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件収入が法第 61 条の申告すべき「収入」に当たるか

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と定め、被保護者に対して、収入等に関する処分庁への届出義務を課しているところ、同条が被保護者に対して収入を申告する義務を課しているのは、保護実施機関が被保護者の生計の状況等を把握して保護の適正を図るためと解される。そして、保護実施機関が職権により被保護者の状況を調査し、把握するとしても、それだけでは被保護者の状況を把握しきれないところも生じうることなどからすれば、被保護者の届出は、保護実施機関の行う調査を補充し、これと並行して的確な状況の把握に欠くことができないものであって、適正な保護の実施に当たって、不可欠な前提をなすものと解するのが相当である。

この点からすると、被保護者が収入を申告するに当たっては、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うため、処分庁が収入をありのままに把握することが必要である。すると、被保護者が法第 61 条に基づき届出義務を負う「収入」とは、現実に利用可能な財産が増加するものであれば、その法的性質や原因のいかんは問わない（ただし、保護費は除外される。）と考えるべきである。

したがって、本件収入のような借入金についても、現実に利用可能な財産の増加を伴うものであれば、法第 61 条の「収入」として申告の対象となる。

これを本件についてみると、本件収入のうち、カードローンについては、その借入れの時点で現実の現金収入が発生している点において、また、自動

融資においては、その借入れの時点で本来保護費から支出されるべき公共料金等の支払が完了することによって、既に得た又は将来得る保護費の中に現実に利用可能な財産が増加する関係性が認められる点において、いずれも現実に利用可能な財産の増加が認められる。

よって、本件収入は、いずれも法第 61 条の収入として申告の対象となるべきものであり、審査請求人には、それを怠った届出義務違反の事実が認められる。

(2) 法第 78 条第 1 項違反の有無

法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めるところ、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解されるが、被保護者が本来申告すべき収入を申告せず、隠匿していたというためには、当該被保護者において当該収入が法第 61 条の届出義務の対象となるべき収入に該当することを認識又は認識すべきであったにもかかわらず、これを申告しなかったという事実が認められなければならない。

これを本件についてみると、審査請求人は、平成 28 年 7 月 13 日、処分庁の窓口において、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）の交付を受けると共に、その内容について職員から口頭で説明を受け、その内容を理解したことを示す「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」と題された書面に署名押印しているところ、ハンドブックの中には、生活保護受給中に行った借入金については、これを収入として申告すべき義務があることが明確に記載されている。

したがって、本件においては、審査請求人は、本件収入が届出の義務の対象となる収入に該当することを認識していたと認めるべきであり、それにもかかわらず、本件収入を申告しなかった審査請求人の行為は法第 78 条第 1 項に違反すると認められる。

以上から、審査請求人に法第 78 条第 1 項を適用し、本件借入金に相当す

る額の徴収を決定した本件処分は適法なものというべきである。

(3) 本件処分の妥当性について

前記(2)に対し、審査請求人は、審査請求書において審査請求人が主張する本件収入に係る借入金についての借入れの経緯及び当該借入金について自己破産による免責を受けたこと等の事実関係からして本件処分は不当であると主張し、本件処分の妥当性を争うものと考えられる。

しかし、本来的に生活の維持に充てられるべき保護費を金融機関等の利払いに充てる行為は、生活保護制度の趣旨を逸脱し、生活保護制度全体の維持を危うくする行為であって厳に慎まれるべきものであり、借入金についての法第61条の申告制度を実効あらしめるためにも、本件のような申告義務違反の事案に対して厳格に法第78条を適用することには合理性がある。

したがって、審査請求人が主張する事実関係を前提としても、やはり、本件において本件処分を不当として変更すべき理由は認められない。

(4) 結語

以上から、審査請求人に法第78条第1項を適用し、本件借入金に相当する額の徴収を決定した本件処分は、適法かつ妥当なものである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

別紙省略

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年11月26日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
令和元年12月13日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
令和元年12月19日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出等依頼
令和2年1月7日	・ 物件提出の求め及び質問書の送付について
令和2年1月21日	・ 物件及び質問事項の回答の受理
令和2年1月28日	・ 反論書等の提出について（再通知及び質問に対する回答について）
令和2年3月13日	・ 審理手続の終結
令和2年3月19日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年3月25日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和2年4月17日	・ 主張書面の受理
令和2年6月2日	・ 調査審議